

○取消処分者講習実施要領の制定について

(平成2年8月30日甲通達運免第55号)

道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）が平成元年12月22日公布され、同法第108条の2第1項第2号の規定により、取消処分者講習制度が定められた。

これに基づく「取消処分者講習の実施に関する規程」（平成2年県公委規程第9号）が制定されたので、別添のとおり「取消処分者講習実施要領」を定め、平成2年9月1日から実施することとしたので、その運用に誤りのないようされたい。

別添

取消処分者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年県公委規程第9号。以下「規程」という。）第11条及び指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程（平成15年県公委規程第1号。以下「指定講習機関規程」という。）第20条の規定に基づき、公安委員会及び指定講習機関の行う取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 講習実施責任者等

- 1 規程第3条第1項の規定による講習実施責任者は、講習全般について適正かつ確実に実施されるよう計画的な運用に努めるものとする。
- 2 規程第3条第2項の規定による講習実施担当者は、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐し、講習指導員の指導教養、講習計画の策定、講習の運用指導その他講習に係る事務を行う。

第3 講習指導員等の指定等

- 1 講習指導員については、講習実施責任者が規程第3条第3項の要件を備えた職員を運転免許課員の中から指名し、本部長の指定を受けるものとする。
- 2 規程第3条第3項第5号及び指定講習機関規程第4条第2項の本部長が別に定めるものは、取消処分者講習課程表（別表）に掲げるディスカッション指導の講習科目とする。
- 3 規程第3条第3項第6号及び指定講習機関規程第4条第3項の本部長が別に定めるものは、取消処分者講習課程表に掲げるアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の講習科目とする。
- 4 講習補助員については、講習指導員の補助をさせるため、講習実施責任者が運転免許課員の中から指定する。

第4 講習指導員等の心構え

講習指導員及び講習補助員並びに運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）は、次に掲げる事項に留意し、講習を効果的に行うよう努めなければならない。

い。

- 1 受講者の安全運転への改善教育を図るものであることを念頭に置き、常に熱意を持って従事すること。
- 2 この講習は、小グループによる対話を重点とし受講者の自由な発言を引き出すことが課題となることから、受講者の信頼を得る応接に努めること。
- 3 常に講習内容、講習方法等について研究を行い、講習の充実に努めること。
- 4 服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとする。

第5 講習の実施場所

公安委員会が行う講習については、中部運転免許センターにおいて行う。

第6 講習の実施方法

1 学級編成等

(1) 公安委員会が行う講習

ア 講習実施責任者は、規程第6条第1号の規定により学級の編成を行い、適正かつ円滑に講習を実施するものとする。

イ 一般取消講習は、2日間連続とし「月・火曜」及び「木・金曜」に必要な応じて行うこととする。

ウ 飲酒取消講習は、第2日目を起算日としておおむね30日を経過した日以降に第2日目を行うこととする。

(2) 指定講習機関が行う講習

講習実施責任者は、指定講習機関規程第11条の規定に基づき、前記(1)アからウまでの規定に準じて講習計画を策定させ、取消処分者講習実施計画報告書(様式第1号)により報告させるものとする。

2 講習の受講申出の受付

(1) 講習の受講申出(以下「申出」という。)は、電話又は口頭により、執務時間内に受け付けるものとする。

(2) 前記(1)の申出を受け付けた場合は、講習予約受付簿(様式第2号)及び取消処分者講習受講申込一覧表(様式第3号)に記録するものとする。

3 講習実施日・場所の通知

(1) 講習指導員は、講習予約受付簿により、学級ごとにグループ編成をし、受講希望者に対し、指定した講習実施日・場所を連絡するものとする。この場合において、指定した講習場所を指定講習機関としたときは、当該受講希望者の氏名、欠格期間、違反歴等を当該指定講習機関に連絡するものとする。

(2) 指定講習機関は、前記(1)の規定による連絡を受けたときは、情報が漏れることのないよう保管管理の徹底を期さなければならない。

なお、講習が終了したとき、又はその者が受講しないことが明らかになった

ときは、当該情報を確実に廃棄すること。

4 受講申請の受付

- (1) 受講申請の受付に当たっては、取消処分者講習受講申請書（規程別記様式第1。以下「受講申請書」という。）及び写真2枚を提出させるものとする。
この場合において、公安委員会が行う講習の受講者に対しては、受講申請書に講習手数料に係る領収証書等を貼り付けさせるものとする。
- (2) 受講申請の受付に当たっては、本人であることの確認のため、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限り。）を提示させる。
- (3) 前記(1)の規定により受講申請書の提出を受けた講習実施責任者及び指定講習機関は、受講者に係る当日受講者（指定）名簿（様式第4号）を作成するものとする。
- (4) 講習実施日に、開講時刻に遅刻した場合は、再度受講の申出を行わせるものとする。

5 教本、視聴覚教材等

- (1) 講習で使用する教材は、最近における道路交通法令の改正の概要、安全運転の基礎知識等について正確にまとめられた教本、交通実態に関する内容の資料、事故事例等に関する視聴覚教材、取消処分者講習課程表に掲げるディスカッション指導の講習科目において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙とする。
- (2) 飲酒取消講習においては、前記(1)に規定するもののほか、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙及びワークブックを使用する。

6 講習車両

講習は、公安委員会の指定した車両で、次により行うこととする。

- (1) 四輪車学級は、マニュアル式又はオートマチック式の普通自動車で、補助ブレーキ等の装置を装備したもの
- (2) 二輪車学級は、排気量125cc以下の自動二輪車又は一般原動機付自転車（原則としてスクータータイプ）
- (3) 身体障害者が、自己所有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。
- (4) 四輪車学級において、技能診断を行うに際しては、「講習中」の標識を車両の見やすい位置に掲示する。

7 講習の内容

講習は、取消処分者講習課程表に基づいて行うほか次により行うこととする。

- (1) 講習の運転技能診断においては、四輪車のコース設定の基準と診断の着眼点（様式第5号）又は二輪車技能診断課題設定の基準（様式第6号）に基づいて行う。
- (2) 実車による指導のみでは指導が不可能又は困難である交通事故その他危険な状態等を運転シミュレーターの操作により体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うものとする。この場合において、使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、二輪車用及び一般原動機付自転車用とする。
- (3) 運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導は、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を用いて行うものとする。
- (4) 指定講習機関における運転適性診断は、「科警研編73C」又はこれと同等の水準以上のものにより行うものとする。
- (5) 運転適性診断及び運転技能診断は、運転適性検査結果通知書（様式第7号。以下「運転適性診断書」という。）及び運転技能診断票（様式第8号）により判定し、終了後本人に交付する。

第7 講習の秩序維持

講習実施責任者及び指定講習機関は、次のいずれかに該当する者については、その者に対する講習を停止し、途中退講させることができる。

- 1 他の受講者の講習を妨害し、又は他の受講者に著しく迷惑を及ぼすおそれのある者
- 2 その他講習指導員等の指示に従わない者

第8 講習終了後の措置

1 終了証明書の交付

- (1) 講習終了者に対しては、規程第7条又は指定講習機関規程第14条第1項に定める取消処分者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）に本人の写真を貼り付けて交付するものとする。
- (2) 講習を実施した機関は、終了証明書の副本に本人の写真を貼り付け保管するものとする。
- (3) 指定講習機関規程第14条第1項及び第2項の規定による公安委員会への報告は、それぞれ前記(2)の副本の写し又は再交付した終了証明書の写しを送付することにより行うものとする。

2 講習効果の測定

講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反及び交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化及びその活用に努めること。

3 講習終了者の電算登録

講習実施責任者は、講習を終了し、又は指定講習機関規程第15条の規定による報告を受けたときは、講習予約受付簿の「取消処分者講習登録票」欄に所要事項を記載の上、講習終了当日に電算入力する。

第9 講習未了時の措置

講習開始後、受講者が急病その他の理由により、やむを得ず講習を終了できなかった場合は、未受講に係る課程の受講日を改めて指定し受講させるものとする。

第10 事故防止等の措置

1 講習指導員等は、講習中の各種事故防止を図るため技能コース、技能診断内容等について適切な指示及び説明を行うとともに、特に二輪車（自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）による技能診断を実施する場合は、ヘルメット、プロテクター、乗車靴及び手袋を確実に着用させること。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際、これに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

2 指定講習機関規程第16条の規定による報告は、次に掲げる事案に応じてそれぞれに定める様式により速やかに行わせること。

- (1) 講習中の交通事故事案（(2)の事案を除く。） 様式第9号
- (2) 路上講習中における交通違反で、検挙又は告知された事案 様式第10号
- (3) その他特異事案 様式第11号

第11 講習実施結果の報告

省略

第12 指定講習機関に対する指導・監督

講習実施責任者は、指定講習機関と連絡を密にし、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）の関連規定に基づき、随時必要な命令、報告又は資料の提出要求、講習の立会検査等を実施するなど、講習が適正かつ確実に行われるよう監督するものとする。また、指定講習機関に対し、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、講習実施責任者と密接な連絡をとるよう指導するものとする。